第三　鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとすること。

科目	内容
建築物の耐震診断総論	地震による建築物の倒壊等の被害事例、耐震診断の方法の種類、耐震診断の手順その他の建築物の耐震診断の基礎知識に関する事項
鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法	鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の求め方、建築物の敷地の状況に関する実地調査の方法その他の技術指針事項に定めるところによる鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法に関する事項
例題演習	耐震診断の方法の選択、鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の算出、建築物の敷地の状況に関する実地調査その他の鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断を行う者として必要な知識及び技能の修得のための演習に関する事項

第四　鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとすること。

科目	内容
建築物の耐震診断総論	地震による建築物の倒壊等の被害事例、耐震診断の方法の種類、耐震診断の手順その他の建築物の耐震診断の基礎知識に関する事項
鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の求め方、建築物の敷地の状況に関する実地調査の方法その他の技術指針事項に定めるところによる鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法に関する事項
例題演習	耐震診断の方法の選択、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐震指標の算出、建築物の敷地の状況に関する実地調査その他の鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断を行う者として必要な知識及び技能の修得のための演習に関する事項

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千五十九号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第二十二条第二号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十二条第二号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める事項を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十二条第二号（規則附則第三条において準用する場合を含む。）に基づき、国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

規則第二十二条第二号の国土交通大臣が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次の表の上欄に掲げる耐震診断の区分に応じて同表の下欄に掲げる耐震診断の結果に関する事項

耐震診断の区分	耐震診断の結果に関する事項
平成十八年国土交通省告示第百八十四号（以下「基本方針」という。）別添第一ただし書に規定する方法によって行う耐震診断	耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果に関する事項
基本方針別添第一第一号の規定により、同第一に規定する木造の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第一第一号イに規定するI_w及び当該I_wに応じて基本方針別表第一の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項
基本方針別添第一第二号の規定により、同第一に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第一第二号イに規定するI_s及びq並びに当該I_s及びqに応じて基本方針別表第六の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項

二　規則第五条第三項に規定する報告書に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあっては、その内容及び実施時期

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千六十号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める額を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の国土交通大臣が定める額は、建築物の延べ面積に応じて、次の表に定める額及び同条第一項の国土交通大臣が定める額にあっては都道府県知事、同条第二項の国土交通大臣が定める額にあっては市町村長が特別の事情があると認める耐震診断の実施に要する費用の額を合算した額とする。

延べ面積	額（単位　円）
千平方メートル未満	3500A
千平方メートル以上	2500000＋1000A

この表において、Aは、延べ面積（単位　平方メートル）を表すものとする。

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千六十一号

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行に伴い、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成十八年国土交通省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏